

「栗東市開発事業に関する指導要綱」協議申請にかかる事業者の申請部数

申請内容

a) 開発事業全般 (資材置き場、駐車場含む)	住宅課 (正副2部) 都市計画課 土木交通課 (管理・用地) 土木交通課 (交通政策) 道路・河川課 環境政策課 スポーツ・文化振興課 教育委員会教育総務課 危機管理課 中消防署	11部
b) 農地転用を伴う場合	農業委員会	1部
c) 給排水を伴う場合	上下水道課	1部
d) 工場又は店舗を計画する場合	商工観光労政課 (店舗) 企業立地推進課 (工場)	1部
e) 山林が含まれる場合・ 農地転用を伴う場合・ 周辺に農業用水路が存在する場合	農林課	1部
f) 住宅系の場合	自治振興課	1部
g) 老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等	長寿福祉課 (都市計画課と同じもの)	1部
h) その他 (必要に応じて)	南部土木事務所 甲賀土木事務所 草津警察署 滋賀国道事務所	各1部

部数計算

- 1 農地を転用し、分譲宅地を計画する場合
a) + b) + c) + e) + f) = 15部
- 2 既存の資材置き場にコンビニを建築する場合
a) + c) + d) = 13部

注1 まちづくり基本構想 (後継プラン) 地区内は、企業立地推進課へも図書を配布

注2 事業内容により協議書類に変更が生じる場合は、事前に担当課と協議すること